

令和 8 年度後期大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する
支援金交付要綱

制定 令和 8 年 9 月 24 日 8 福介発第 12450 号区長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、介護サービス事業所・施設（以下「事業所」という。）が物価の急激な高騰の影響を受けて要する経費を区が大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する支援金（以下「支援金」という。）として交付することにより、当該事業所の介護サービス提供の継続を支援することを目的とする。

(補助対象事業所)

第 2 条 支援金の交付を受ける対象は、令和 8 年 10 月 1 日時点で介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく都又は区の指定を受け、今後も介護サービスを提供する事業を継続する意思のある別表に定める事業所であって、大田区内に所在し、介護給付費等を受ける事業所（みなし指定の事業所にあつては、介護給付費を受けている事業所。以下「対象事業所」という。）とする。ただし、昼食提供のない通所系サービス事業所及び区立の事業所は除く。

(申請者)

第 3 条 対象事業所を運営する法人のうち支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大田区内で運営する事業所について一括して申請するものとする。

(補助対象経費等)

第 4 条 支援金の補助対象経費は、次条に定める補助対象期間において対象事業所が支払う食材料費に係る経費とする。

2 支援金の交付額は、別表に規定する 1 事業所当たりの交付額とする。

3 支援金は 1 事業所につき、1 回限りの申請とし、区は予算の範囲内において交付するものとする。

(補助対象期間)

第 5 条 補助対象期間は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(補助の制限)

第 6 条 第 2 条で規定する対象事業所が、他の制度による支援により対象となる経費の補助を既に受けているとき又は受けようとするときは、この要綱の補助を受けることができない。

(申請の手続)

第 7 条 申請者は、支援金の交付を受けようとするときは、令和 8 年度後期大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する支援金交付申請書（別記第 1 号様式）及

び内訳書（別記第2号様式）を作成し、令和8年12月25日までに、区長に申請するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合は、福祉部介護保険課と協議の上、別に指定する期日までに第1項の支援金交付申請書及び内訳書を作成し、区長に申請するものとする。

（支援金の交付決定）

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、速やかに支援金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第9条 区長は、前条の規定による交付の決定をしたときは、令和8年度後期大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

- 2 支援金の不交付を決定したときは、令和8年度後期大田区物価高騰における介護サービス事業所・施設に対する支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により速やかにその理由を付して申請者に通知するものとする。

（申請の撤回）

第10条 前条第1項の決定通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る支援金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、当該通知の受領後14日以内に申請の撤回をすることができる。

（交付決定の取消し）

第11条 区長は、補助事業者及びその運営する事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。
- （2） 支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく命令に違反したとき。

- 2 第9条第2項の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 区長は、補助事業者に特別の事情が生じたときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（支援金の支払）

第13条 区長は、第8条の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに補助事業者に支払うものとする。

（支援金の返還）

第14条 区長は、第11条第1項又は第12条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されていると

きは、期間を定めて返還を命ずるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第15条 第11条第1項の規定により支援金の交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、支援金の返還を命じたときは、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

2 補助事業者に支援金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させるものとする。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（違約加算金の計算）

第16条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てるものとする。

（延滞金の計算）

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第18条 補助事業者に対し支援金の返還を命じ、補助事業者が当該支援金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該支援金と未納付額とを相殺するものとする。

（調査）

第19条 区長は、支援金に関し必要と認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

（財産処分の制限）

第20条 補助事業者が当該補助により取得し、又は効用を増加した財産を、支援金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとする。ただし、支援金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案して区長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備及び保管）

第21条 補助事業者は、補助事業に係る関係書類を、区長の求めに応じて提出できるように整備し、当該事業の属する会計年度終了後5年間は保管しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか必要事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第8条に基づく支援金の交付の決定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条、第4条関係）

対象となる事業所（※1-1～1-6）		
事業所の種類	サービス種別	1事業所当たりの交付額
入所系サービス	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	利用定員数× 5,500円
	介護老人保健施設（老人保健施設）	
	介護医療院	
	短期入所生活介護（※2）	
	短期入所療養介護（※3）	
	認知症対応型共同生活介護	
	特定施設入居者生活介護（※4）	大田区が保険者で左記介護給付費を受けている要支援1以上の入居者数× 5,500円
通所系サービス（※5）	通所介護	利用定員数× 2,000円
	通所リハビリテーション	
	小規模多機能型居宅介護	
	看護小規模多機能型居宅介護	
	認知症対応型通所介護	
	地域密着型通所介護	

（※1-1）対象事業所については、令和8年10月1日時点で指定を受けている事業所であり、かつ介護給付費を受領している事業所とする。休業中は含めない。

（※1-2）事業所が介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

（※1-3）事業所が介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱う。

（※1-4）サテライト事業所・施設は、本体事業所・施設とは別の対象事業所とする。

（※1-5）同一建物内で複数の入所系サービス又は通所系サービスを実施している対象事業所は、サービス種別ごとに申請することができる。

（※1-6）1事業所当たりの基準額の利用定員数・入居者数等は令和8年10月1日時点とする。

（※2）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と併設している事業所は除く。

（※3）介護老人保健施設（老人保健施設）と併設している事業所は除く。

（※4）特定施設入居者生活介護の対象事業所は、介護保険法第8条第11項に基づき指定を受けた施設とする。

(※5) 通所系サービスにおいて、午前・午後に分けて2単位の場合は1単位の定員数とする。ただし、訓練室を分けて2単位の場合は利用定員を合算した定員数とする。